

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第5、議案第9号 松崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第9号 松崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当から申し上げます。

（総務課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） これは町独自のものなんですか、それとも、一緒に整合性というところで・・・、お願いします。

○総務課長（高木和彦君） 消防団員が活動中・・・、消防団員の規定というのは、国で統一された元々の規定がありまして、松崎町だけじゃなく、ほかの市町でもこのような改正が行われることになっています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 松崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時37分）

---